

第142回宮城県都市計画審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成18年3月24日(金)午後1時30分から午後3時20分まで
- 2 場 所 KKR ホテル仙台 2階「磐梯」
- 3 出席委員 芦立委員, 大村会長, 大山委員, 濱野委員, 澁谷委員, 森杉委員, 平野委員代理, 松本委員代理, 森永委員代理, 近藤委員代理, 梅原委員代理, 鹿野委員, 安藤委員, 小野委員, 藤原委員, 柳原委員, 阿部委員, 鈴木専門委員
(計18名)
- 4 議 案 議案第2167号 仙塩広域都市計画用途地域の変更について
議案第2168号 仙塩広域都市計画道路の変更について
議案第2169号 気仙沼都市計画道路の変更について
議案第2170号 特殊建築物の敷地の位置について
議案第2171号 特殊建築物の敷地の位置について
議案第2172号 特殊建築物の敷地の位置について
- 5 議事内容

(1) 議 案

議案第2167号 「仙塩広域都市計画用途地域の変更について」

事務局(梅津都市計画課長) (議案内容説明)

大村議長 ただ今,事務局からの説明がございましたが,委員の皆様から御意見,御質問等をいただきたいと思います。はい,どうぞ。

安藤委員 長田地区の商業用地について大きく面積を取ってるようですが,商業用地として誘致するようなものが,土地区画整理組合の方である程度目論見があるのでしょうか。と申しますのは,県内で土地区画整理事業をやっているところは多いですが,なかなか保留地処分が終わらないで事業が滞っているところが随分あると聞いておりますし。そういう意味では,速やかに区画整理事業を進めるためにも,大型の保留地処分ができれば,それに超したことがないわけですから。

大村議長 事務局,いかがでしょうか。

事務局(梅津都市計画課長) この地区には今のところ,ヤマザワが入る予定になっております。確認申請時期については今年の5月,開店時期は12月と伺っております。

大村議長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。それでは,お諮りいたします。議案第

2167号につきまして、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

大村議長 御異議がないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2168号 「仙塩広域都市計画道路の変更について」

事務局（梅津都市計画課長）（議案内容説明）

大村議長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、委員の皆様から御意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

小野委員 変更理由書の中にありますが、JR東北本線とJR仙石線の相互乗り入れ駅に改築する構想ということですが、将来、変更によって相互乗り入れになるのでしょうか。

事務局（梅津都市計画課長） 結論をいいますと、相互乗り入れにはなりません。参考資料の3ページを御覧いただきたいと思います。赤と黄色に挟まれたところ、いわゆる仙石線と東北本線に囲まれたところ、当初はここに相互乗り入れ駅を構築する計画でしたが、今回の変更理由によりまして、駅前広場をつくって交通結節機能を強化するというので、将来、相互乗り入れはございません。

小野委員 わかりました。

大村議長 他にありませんか。はい、どうぞ。

梅原委員（代理） 鉄道との立体交差部分の幅員について伺います。東北本線との立体交差部分については幅員14メートル、仙石線については18メートルでしょうか。それと、三陸縦貫との交差についても18メートルなのかどうか教えていただきたいと思います。

事務局（梅津都市計画課長） 仙石線は絞った形の14メートルで、三陸縦貫道はそのままの18メートルでございます。

梅原委員（代理） 参考資料の中に出ている平面図が、仙石線のところで絞った形になっていないので、18メートルそのままなのかと思ったのですが。

事務局（梅津都市計画課長） 着色が薄くなっていると思うんですが。色が見づらくて申し訳ありません。

大村議長 なるほど。この部分だけが14メートルということですね。わかりました。ほかにご
ざいませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第2168号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2169号 「気仙沼都市計画道路の変更について」

大村議長 次に、議案第2169号「気仙沼都市計画道路の変更について」を議題といたします。
前回概略の説明がありましたが、はじめに事務局から説明のありましたとおり、都市計画法第17条第2項の規定による意見書が提出されており、非公開で審議を行う議案に該当しますので、議事の進め方についてお諮りいたします。

まず、公開においてははじめに事務局から議案の概要について説明を受け、これに対する質疑を行います。その後、一旦審議を非公開として、事務局から意見書の要旨及びそれに対する都市計画決定権者の見解について説明を受け、これに対する質疑が終わりました後に、再び審議を公開したいと思えます。

その上で、第2169号議案につきまして都市計画審議会としての決定を行いたいと思えます。議事の進め方について、以上のように考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第2169号「気仙沼都市計画道路の変更について」の審議に入ります。事務局から議案の概要を説明願います。

事務局（梅津都市計画課長）（議案内容説明）

大村議長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、委員の皆様から御質問や御意見はございませんでしょうか。

大村議長 特にございませんか。それでは、ほかに御意見、御質問がないようですので、議案第2169号に係る意見書の要旨の説明に移りたいと思えます。審議を非公開とさせていただきますので、傍聴人の方、報道機関の方は退席をお願いします。議案第2169号に係る意見書の要旨の説明が終わりましたら、入室を御案内しますので、よろしくお願ひいたします。

〔傍聴人、報道機関 退室〕

大村議長 それでは、議案第2169号に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解につきまして、事務局から説明願います。

事務局（梅津都市計画課長）（意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解説明）

大村議長 ただ今の説明につきまして、御質問はございませんでしょうか。特に御意見、御質問等がなければ、公開での審議に移ります。

なお、ただいま審議中の特定の個人が識別される情報につきましては、審議非公開の趣旨を踏まえて、取扱いに注意するようよろしくお願い申し上げます。

大村議長 それでは、傍聴される方々の入室を認めます。

〔傍聴人、報道機関 入室〕

大村議長 お諮りいたします。議案第2169号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2170号「特殊建築物の敷地の位置について」

議案第2171号「特殊建築物の敷地の位置について」

議案第2172号「特殊建築物の敷地の位置について」

大村議長 続いて、議案第2170号から議案第2172号まで、「特殊建築物の敷地の位置について」を議案といたします。

特殊建築物の敷地の位置に係る議案に関連して、前回の審議会において、委員の方から宮城県の廃棄物行政に対する質疑が出されております。本審議会の議事運営規則では、「議長は必要と認めるときは、委員、臨時委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる」と規定しております。本日の議案に先立ちまして、前回の廃棄物行政に係る質疑に関して、直接、県の廃棄物行政を所管する方から説明をいただくことが適当と考え、本審議会に関係者の出席を求めています。環境生活部資源循環推進課の沼田課長さんです。

大村議長 はじめに、前回の審議会で議論のありました宮城県の廃棄物行政の現状につきまして、資源循環推進課長から説明をお願いします。

沼田資源循環推進課長（「宮城県循環型社会形成推進計画」説明）

大村議長 ありがとうございます。前回の都計審で、特殊建築物の敷地の位置についての議案が審議されましたが、そのときに今後こういう案件が何度もでてくるだろう、そのときに全体的な視点とか方針が必要ないのかといったお話がございました。都市計画ではなく環境部局においてそうした方針が作られているということで、今日はかなり詳しい御説明をいただきました。

それでは、引き続き、議案第2170号「特殊建築物の敷地の位置について」、議案第2171号「特殊建築物の敷地の位置について」、及び議案第2172号「特殊建築物の敷地の位置について」を議案といたします。これら三件はいずれも大和町みやぎエコファクトリー形成推進計画に位置づけられている環境リサイクル団地に立地する特殊建築物の議案ですので、一括して審議をお願いします。

事務局から議案の概要を説明願います。

事務局（津田建築宅地課長）（議案内容説明）

大村議長 丁寧に説明いただき、ありがとうございます。それでは、以上を踏まえまして、審議に入りたいと思います。委員の皆様、ご意見はございませんか。

藤原委員 建築基準法第51条の但し書きに照らして適正であることは理解できる。県が進めているエコ・ファクトリー事業の配置計画のひとつに入っていること、さらに指定にあたっては町が手を挙げ、町がつくった計画を県が後押ししてきたという経緯も理解できるんです。

が、地元農家を中心に署名で477名が白紙撤回という要求を出してきている。県としてあるいは、町としては理解されるように努力されているということですが、未だに根強い反対意見があることにつきまして、これまで何回くらい説明会を実施してきたのか教えていただきたい。

事務局（津田建築宅地課長） 説明会は延べ17回です。各戸に資料配付を2回。うち1回はアンケートを実施しております。また、広報誌に2回掲載し、町のHPにも掲載しております。

藤原委員 17回説明されたということで、先ほどの県の説明もそれなりに理解はできるのですが、反対されている方々、特に地元の区長さんたちと元の県会議員の方々がお話したいということでマイクロバスで来られて、私自身1時間半ほどご意見を伺いました。その内容は、大丈夫という説明はいただいているんだけど、今後も公害は発生しないのか、100パーセントいえるのかとかですね、自分たちは環境に留意した米づくりを先祖代々やってきた中で、こんな施設はそもそも必要ないとか、米づくりをやっていく中で、風評被害というか、米を買ってくれなくなるのではないかという心配がある。したがってこういう計画は地元としては困るという意見があるんですが、そのへんの見解は何かありますか。

事務局（津田建築宅地課長） 住民の皆さんが一番心配されているのは環境に対する配慮の点ですが、それにつきましては、企業立地後の監視システムとして、大和町、エコファクトリー立地企業、運営協議会の三者で協定を締結いたしまして、大和町は改善要望、指示、立ち入り調査が、運営協議会は意見要望等がそれぞれエコファクトリー関係企業に対して可能となり、エコファクトリー立地企業は大和町および運営協議会に測定結果等の報告義務を負うと。運営協議会の構成は、関係者だけでなく、学識経験者や全団地内の立地企業の代表者、地域住民代表...これは現在脱退中で欠員ですが、それから大和町。立地企業は随時見学を受け入れるほか、監視カメラの映像をHPで公開するなど情報公開に配慮しております。それだけでは住民は納得しておりませんので、町とか事業者におきましては、今後も引き続き住民との意思疎通を図り、理解を深めていくように考えていると伺っております。

藤原委員 実際に、県議会にも町議会にも請願・陳情がでていない。どうして出さないんですかと聞いたんですが、町議会の20名中19名が推進派で反対派が一人しかいない。ですから請願を出しても逆に不採択になれば、自分たちの思いが伝わらないという話がありました。意見書についてもですね、そのとき初めて聞いたような形で、保健所等に告示掲示しても一般の方は理解できないというか十分に対応できないと思います。しかしながら、手続き的には、反対する側にしても不十分な点があったと私は思いますし、これまでエコファクトリーで同じような施設をこの審議会でもいろいろ配慮した中で認めてきておりますので、建物自体に問題はないと思います。それから、業者の人にも話を聞いてみましたが、それなりに誠意のある対応を取っておられると思います。ただ、17回も説明会をしていてまだ不信感が残っているということが非常に気にかかります。法令上問題がないことは理解してますし、別に許認可権があるわけじゃなくて法令に従っていればそれを認めるという本審議会の性格と権能も理解はしてますが、今後とも地元住民の理解を得られるように、さらに当事者間の十分な努力をお願いしたい。決して強引に進めることのないよう、お願いします。

大村会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

安藤委員 産業廃棄物という名前が悪いんですね。中間処分場というのはある意味では静脈産業なんだろうと思います。宮城県では下水道公社の汚泥ですら小鶴沢で処分できなくなって岩手のセメント工場に運んでいるという実態があります。そういう意味ではリサイクル産業というのは非常にすばらしいことだと思うんですが、風評被害も産業廃棄物という名称でおこるのかと思います。一番大事なのは、処理工場が存在することの意義だと思うんですが、3つの工場とも木くずと廃プラの破砕が中心なようですので、これはどういうふう形でリサイクルされるのかお聞かせいただきたいと思います。

事務局（津田建築宅地課長） まず、ビーネット・ウェイスト・マネジメント社は、木くずの破砕をいたしまして、燃料チップとして製紙工場に搬出する計画になっております。安部工業は、廃プラ、木くず、瓦礫を破砕しまして、燃料チップとして出す計画となっております。オガワエコノスは、廃プラと木くずの破砕をしまして、日本製紙などに石炭の代替燃料として搬出する事業計画となっております。

安藤委員 そうしますと、可燃物は基本的に石炭の代替燃料として県内で消費されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） この計画によりますと、オガワエコノスは石巻と苦小牧にも工場があります。阿部工業は大船渡と仙台です。主に県内ということになっております。

安藤委員 大変意義のあることだと思います。実は小鶴沢の最終処分場は第3期埋め立てに入っております。最終処分比率はできるだけ少ない方がいいので、できるだけ負荷がかからないようにというのは我々県の廃棄物行政を知っている者の見解です。そういう意味では、燃料化して県外に持ち出してくれることは歓迎できることだと思うのですが、風評被害は、大概の場合、産廃業者が途中で仕事を投げ出してしまったりすることで発生するんですね。この3社の財務内容について把握しているものがあれば教えていただきたいと思うのですが。

事務局（津田建築宅地課長） 手元に3冊ほど各社の資料を用意してあります。これは開示してかまわない情報です。

大村会長 回覧いたしましょうか。一部は質問者にお渡しください。質問の趣旨は、経営状況の危ない会社があるかどうかということですか。

安藤委員 そうですね。会社の財務状況といいますか、体力がある会社かどうかを見たいので。

大村会長 都市計画的には、直接の関係ではない気がしますが。

鹿野委員 議題とかけ離れていませんか。議論が変な方向に流れないように議事進行に努めてください。経営の内容について我々はここで審査できないですよ。そもそもこれは我々の判断が入る部分ではないと思います。

大村会長 確かに都市計画の審議としては、この会社がどれだけ体力があるかというところにはまでは普通は立ち入らないと思います。ですから、今お回しした資料は御覧になってもなくても結構だと思います。

安藤委員 いたずらに議事を混乱させてしまった気がしますが、私としてはリサイクル産業というのは重要だと思っておりますし、これから先もこういったものは都計審にどんどん上がってくると思うんですね。その際に基本的な考え方、これだけははっきりさせておかなければ

ばいけないと思いますし、スタートラインから全て同じなんだろうと思います。竹の内という最終処分場の問題で、県は今、頭を痛めているわけですけれども、こういったこともしっかりした会社の運営というのが基本だと思いますし、そういった審査も十分行われた上でここに上がってくるのが前提でなければいかんと。都計審に上がってくる時点でそういう審査が十分終わっていることが望ましいと思いますので、きちっと対応していただければ問題ないかと思います。

大村会長 おっしゃるとおりですね。今回の場合は地元の反対が根強くあって解消できていないところで問題が難しくなっているようですが、今までの発言の中では、しかしそういうことでありながらも、都市計画審議会としては認められる内容ではないかという発言になっていると思いますが、ほかに何か意見はございますか。

小野委員 県でも大型の助成もしながらエコファクトリー事業を積極的に進めているわけですが、平成14年にリサイクル産業団地形成の基本構想も進めてスタートしているわけです。その一環として今回の事案だと思うんですが、今も話が出ましたけれど、最終処分場と中間処理施設というのは御存知のとおりだいぶ違うんですね。品物がその場で処理してなくなるという性格の中間処理施設ですので、これまで宮城県でそういう中間処理施設で反対運動やトラブルがあったのかどうかお聞きしたいんですが。

事務局（津田建築宅地課長） 私の記憶では今回のような事例は少なかったように思います。

大村会長 よろしゅうございますか。

小野委員 リサイクル団地あるいはエコファクトリー事業を進めていこうというのは、企業誘致の一環の形で県の基本施策としてやっているのだから、その辺り両にらみで判断していただければなと思います。

大村会長 ほかにございますか。はい、どうぞ。

渋谷委員 確認させてください。25ページの配置図を御覧いただきます。赤枠が企業の敷地だと思うんですが、町道を見ると歩道も入っているような感じを受けるんですが、歩道については企業から提供させて整備を誰がやって管理者はどういうふうに考えているのか教えていただければありがたいのですが。

事務局（津田建築宅地課長） 町道は7.5メートルとなっております。赤で囲まれているのが申請者の敷地でございます。しかしながら、各企業は周辺環境に配慮するというところで、歩道として使用できるような整備を考えているということになっております。これは各社同じでございます。

大村会長 ほかにございますか。はい、どうぞ。

森杉委員 今回の案件、住民の方々からの反対があるということはよくわかりました。しかし、基本的な中間廃棄物ですので御心配になるような点はないと思いますが、風評というのはどうしても心配が出てこざるを得ないと思います。そこで、私は都市計画審議会としてはこれを許可すべきだろうと思いますが、しかし特別にこれらを推進するにあたって、この廃棄物工場は現在最先端の静脈産業として、あるいはエコ産業として立派に機能しているという広報を県の方でしっかりやっていただいて、風評が悪くならないよう、モニタリングとともに広報すべきだと思います。

大村会長 さきほど藤原委員からもありましたが、これについては都市計画としては認めるが、地元の方々の理解を得られるように引き続き努力すること、それと、森杉委員の発言からありましたように、県の広報活動をしっかりして地元の理解を進めること、これらを盛り込んだ形で認めるということによろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村会長 やはり477名の反対があるというのは特異なことだと思いますし、都市計画にとりましては市民の声、周辺の声というのは重要なことだろうと思いますので、審議会としては原案のとおりお認めするものの、付帯的な意見を付けるということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(2) その他

大村議長 以上で、本日の議案審査はすべて終了いたしました。この他に、皆さん何かございますか。先ほど環境行政の担当者から説明があったことについて、これからも理解しなければならないことはあるかと思いますが、必要があればさらに担当部局から情報を提供していただくということによろしいでしょうか。事務局から何かございますか。

事務局（梅津都市計画課長） 特にございません。

大村議長 ほかにございませんか。それでは、これで本日の審議を終了いたします。御協力ありがとうございました。